奈良県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第四号

奈良県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

奈良県農業改良資金貸付規則（昭和三十一年十月奈良県規則第六十二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に貸し付けた農業改良資金及びこの規則の施行前に農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号。以下「農業改良資金助成法等改正法」という。）による改正前の農業改良資金助成法第七条第一項の認定を受けた者（農業改良資金助成法等改正法附則第二条第四項の規定によりなお従前の例により農業改良資金助成法等改正法の施行後に認定を受けた者を含む。）に対してこの規則の施行後に行う農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3　この規則の施行前に貸し付けた融資機関に対する貸付金及び農業改良資金助成法等改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの規則の施行後に行う当該業務に必要な資金の貸付けについては、なお従前の例による。